

修正案

大阪府地域防災計画

基 本 対 策

平成26年修正

大阪府防災会議

平成26年○月○日施行

但し、第183回国会提出「災害対策基本法等の一部を改正する法律」に係る修正部分については、同法附則第1条に定める施行の日から施行する

総則 目次

第1節 目的等	3
第1 計画の目的	
第2 計画の構成	
第3 災害想定	
第2節 防災の基本方針	5
第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱	6
第1 防災関係機関の基本的責務	
第2 防災関係機関の業務大綱	
第4節 住民、事業者の基本的責務	21
第1 住民の基本的責務	
第2 事業者の基本的責務	
第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開	
第5節 計画の修正	22

災 害 予 防 対 策

目 次

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備	27
第1 組織体制の整備	
第2 防災拠点機能の確保、充実	
第3 装備資機材等の備蓄	
第4 防災訓練の実施	
第5 広域防災体制の整備	
第6 人材の育成	
第7 防災に関する調査研究の推進	
第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備	
第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策	
第10 事業者・ボランティアとの連携	
第2節 情報収集伝達体制の整備	39
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	
第2 情報収集伝達体制の強化	
第3 災害広報体制の整備	
第4 気象観測体制の整備	
第3節 消火・救助・救急体制の整備	43
第1 市町村	
第2 府	
第3 府警察	
第4 第五管区海上保安本部	
第5 連携体制の整備	
第4節 災害時医療体制の整備	46
第1 災害医療の基本的考え方	
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	
第3 現地医療体制の整備	
第4 後方医療体制の整備	
第5 医薬品等の確保体制の整備	
第6 患者等搬送体制の確立	
第7 個別疾病対策	
第8 関係機関協力体制の確立	
第9 医療関係者に対する訓練等の実施	

第 5 節 緊急輸送体制の整備	51
第 1 陸上輸送体制の整備	
第 2 航空輸送体制の整備	
第 3 水上輸送体制の整備	
第 4 輸送基地の確保	
第 5 輸送手段の確保	
第 6 交通規制・管制の確保	
第 6 節 避難 <u>受入れ</u> 体制の整備	54
第 1 避難 <u>場所</u> 、避難路の <u>指定</u>	
第 2 避難 <u>場所</u> 、避難路の安全性の向上	
第 3 避難所の <u>指定</u> 、整備	
第 4 避難誘導体制の整備	
第 5 <u>広域避難体制の整備</u>	
第 6 応急危険度判定体制の整備	
第 7 応急仮設住宅等の事前準備	
第 8 斜面判定制度の活用	
第 9 <u>罹災証明書の発行体制の整備</u>	
第 7 節 緊急物資確保体制の整備	60
第 1 給水体制の整備	
第 2 食料・生活必需品の確保	
第 8 節 ライフライン確保体制の整備	63
第 1 上水道・工業用水道	
第 2 下水道	
第 3 電力	
第 4 ガス	
第 5 電気通信	
第 6 住民への広報	
第 9 節 交通確保体制の整備	68
第 1 鉄軌道施設	
第 2 道路施設	
第 3 港湾施設、漁港施設	
第 4 空港施設	
第 10 節 <u>避難行動要支援者</u> 支援体制の整備	69
第 1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備	
第 2 <u>社会福祉施設の取組み</u>	

- 第3 福祉避難所の指定
- 第4 外国人に対する支援体制整備
- 第5 その他の要配慮者に対する配慮

第1節 帰宅困難者支援体制の整備	72
第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動	
第2 駅周辺における滞留者の対策	
第3 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発	
第4 代替輸送確保の仕組み	
<u> 第5 徒歩帰宅者への支援</u>	

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚	77
第1 防災知識の普及啓発	
第2 防災教育	
第3 災害教訓の伝承	
第2節 自主防災体制の整備	80
<u> 第1 地区防災計画の策定等</u>	
第2 自主防災組織の育成	
第3 事業者による自主防災体制の整備	
第4 救助活動の支援	
第3節 ボランティアの活動環境の整備	83
第4節 企業防災の促進	84

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市防災機能の強化	87
第1 防災空間の整備	
第2 都市基盤施設の防災機能の強化	
第3 密集市街地の整備促進	
第4 建築物の安全性に関する指導等	
第5 文化財	
第6 ライフライン・放送施設災害予防対策	
<u> 第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</u>	
第2節 地震災害予防対策の推進	95

第1 大阪府地震防災アクションプランの推進	
第2 大規模地震の被害想定 <u>(平成18年度実施)</u>	
<u>第3 大規模地震の被害想定 (平成25年度実施)</u>	
第4 大阪府地震防災アクションプランの概要	
第5 地震・津波観測体制の整備	
第6 建築物の耐震対策等の促進	
第7 土木構造物の耐震対策等の推進	
第8 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3節 津波災害予防対策の推進	104
第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	
第2 <u>ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）</u>	
第3 <u>防潮堤等の整備等</u>	
第4 <u>津波・高潮ステーション</u>	
<u>第5 津波から「逃げる」ための総合的な対策</u>	
第4節 水害予防対策の推進	111
第1 <u>洪水対策</u>	
第2 高潮対策	
第3 水害減災対策	
第4 下水道の整備	
第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	
第6 地盤沈下対策	
第5節 土砂災害予防対策の推進	117
第1 土砂災害警戒区域等における防災対策	
第2 土石流対策 (砂防)	
第3 地すべり対策	
第4 急傾斜地崩壊対策	
第5 土砂災害警戒情報の作成・発表	
第6 山地災害対策	
第7 宅地防災対策	
第8 道路防災対策	
第6節 危険物等災害予防対策の推進	120
第1 危険物災害予防対策	
第2 高圧ガス災害予防対策	
第3 火薬類災害予防対策	
第4 毒物劇物災害予防対策	

第5 危険物積載船舶等災害予防対策

第6 管理化学物質災害予防対策

第7 石油コンビナート等災害予防対策

第7節 火災予防対策の推進 124

第1 建築物等の火災予防

第2 林野火災予防

災 害 応 急 対 策 目 次

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員	129
第1 府の組織体制	
第2 府の動員配備体制	
第3 市町村の組織動員配備体制	
第4 関西広域連合の組織動員配備体制	
第5 防災関係機関の組織動員配備体制	
第2節 自衛隊の災害派遣	135
第1 知事の派遣要請	
第2 自衛隊の自発的出動基準	
第3 派遣部隊の受入れ	
第4 派遣部隊の活動	
第5 撤収要請	
第3節 広域応援等の要請・受入れ・ <u>支援</u>	138
第1 府	
第2 府公安委員会	
第3 市町村	
第4 広域応援等の受入れ	
第5 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の設置及び派遣	
<u>第4節 災害緊急事態</u>	143

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達	147
第1 気象予警報の伝達	
第2 土砂災害警戒情報の伝達	
第3 津波警報・注意報等の伝達	
第4 住民への周知	
第2節 警戒活動	174
第1 気象観測情報の収集伝達	
第2 水防警報及び洪水予報等	
第3 水防活動	

第4	土砂災害警戒活動	
第5	異常現象発見時の通報	
第6	ライフライン・交通等警戒活動	
第7	在港船舶避難活動	
第8	流木防止活動	
第3節 津波警戒活動		183
第1	避難対策等	
第2	水防活動	
第3	ライフライン・放送事業者の活動	
第4	交通対策	
第5	在港船舶に対する周知活動	
第6	流木防止活動	
第4節 発災直後の情報収集伝達		189
第1	情報収集伝達経路	
第2	府における情報収集伝達	
第3	市町村における情報収集伝達	
第4	防災関係機関の情報収集伝達	
第5	通信手段の確保	
第5節 災害広報		193
第1	災害広報	
第2	報道機関との連携	
第3	広聴活動の実施	
第3章 消火、救助、救急、医療救護		
第1節 消火・救助・救急活動		199
第1	市町村	
第2	府	
第3	府警察	
第4	第五管区海上保安本部	
第5	各機関による連絡会議の設置	
第6	自主防災組織	
<u>第7</u>	<u>惨事ストレス対策</u>	
第2節 医療救護活動		201
第1	<u>医療救護活動に関する府の組織体制</u>	
第2	医療情報の収集・提供活動	

- 第3 現地医療対策
- 第4 後方医療対策
- 第5 医薬品等の確保・供給活動
- 第6 個別疾病対策

第4章 避難行動

第1節 避難誘導	209
第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報	
第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示	
第3 住民への周知	
第4 避難者の誘導等	
第5 被災者の運送	
第6 警戒区域の設定	
第2節 避難所の開設・運営 <u>等</u>	213
第1 避難所の開設	
第2 避難所の管理、運営	
第3 避難所の早期解消のための取組み <u>等</u>	
第3節 <u>避難行動要支援者</u> への支援	215
第1 <u>避難行動要支援者</u> の被災状況の把握等	
第2 被災した <u>避難行動要支援者</u> への支援活動	
<u>第4節 広域一時滞在</u>	217

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動	221
第1 陸上輸送	
第2 水上輸送	
第3 航空輸送	
第2節 交通の維持復旧	225
第1 交通の安全確保	
第2 交通の機能確保	

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策	229
--------------------	-----

第1 公共土木施設等	
第2 公共建築物	
第3 応急工事	
 第2節 民間建築物等応急対策	231
第1 民間建築物等	
第2 危険物等	
第3 放射性物質	
第4 文化財	
 第3節 ライフライン・放送の確保	233
第1 被害状況の報告	
第2 ライフライン事業者における対応	
第3 放送事業者における対応	
 第4節 農林水産関係応急対策	236
第1 農業用施設	
第2 漁港施設	
第3 農作物	
第4 畜産	
第5 林産物	
 第7章 被災者の生活支援	
 <u>第1節 オペレーション体制</u>	241
 <u>第2節 住民等からの問い合わせ</u>	241
 <u>第3節 災害救助法の適用</u>	242
第1 法の適用	
第2 救助の内容	
 <u>第4節 緊急物資の供給</u>	243
<u>第1 物資等の運送要請</u>	
第2 給水活動	
第3 食料・生活必需品の供給	
 <u>第5節 住宅の応急確保</u>	246
第1 被災住宅の応急修理	
第2 住居障害物の除去	

第3 応急仮設住宅の建設	
第4 応急仮設住宅の運営管理	
第5 公共住宅への一時入居	
第6 住宅に関する相談窓口の設置等	
第7 他府県への応急仮設住宅用地の要請	
第8 建設用資機材等の調達	
 第 <u>6</u> 節 応急教育	248
第1 教育施設の応急整備	
第2 応急教育体制の確立	
第3 就学援助等	
 第 <u>7</u> 節 自発的支援の受入れ	250
第1 ボランティアの受入れ	
第2 義援金品の受付・配分	
第3 海外からの支援の受入れ	
第4 <u>日本郵便株式会社近畿支社</u> の援護対策等	
 第8章 社会環境の確保	
 第1節 保健衛生活動	257
第1 防疫活動	
第2 食品衛生監視活動	
第3 被災者の健康維持活動	
第4 応援要請	
第5 動物保護等の実施	
 第2節 廃棄物の処理	261
第1 し尿処理	
第2 ごみ処理	
第3 <u>災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）</u> 処理	
 第3節 遺体の処理、火葬等	263
第1 府警察、第五管区海上保安本部	
第2 市町村	
第3 <u>府</u>	
 第4節 社会秩序の維持	265
第1 住民への呼びかけ	
第2 <u>警戒活動の強化</u>	

第3 暴力団排除活動の徹底

第4 物価の安定及び物資の安定供給

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応 目 次

第1章 総則	269
第1 目的	
第2 基本方針	
第2章 東海地震注意情報発表時の措置	270
第1 東海地震注意情報の伝達	
第2 警戒態勢の準備	
第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置	271
第1 東海地震予知情報等の伝達	
第2 警戒態勢の確立	
第3 住民等に対する広報	

事故等災害応急対策 目 次

第1節 海上災害応急対策	277
第1 府の組織動員	
第2 通報連絡体制	
第3 事故発生時における応急措置	
第4 事故対策連絡調整本部の設置	
第2節 航空災害応急対策	285
第1 府の組織動員	
第2 大阪国際空港	
第3 関西国際空港	
第4 八尾空港	
第5 その他の地域	
第3節 鉄道災害応急対策	295
第1 府の組織動員	
第2 情報収集伝達体制	
第3 鉄軌道事業者の災害応急対策	
第4節 道路災害応急対策	298
第1 府の組織動員	
第2 情報収集伝達体制	
第3 道路管理者の災害応急対策	
第5節 危険物等災害応急対策	301
第1 府の組織動員	
第2 危険物災害応急対策	
第3 高圧ガス災害応急対策	
第4 火薬類災害応急対策	
第5 毒物劇物災害応急対策	
<u>第6 管理化学物質災害応急対策</u>	
第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策	308
第1 府の組織動員	
第2 通報連絡体制	
第3 火災の警戒	
第4 市町村	
第5 府警察	
第6 大阪ガス株式会社	
第7 高層建築物、地下街の管理者等	
第7節 林野火災応急対策	313
第1 府の組織動員	
第2 市町村の活動体制	

第3 防災関係機関等の活動体制

第4 火災通報等

第5 火災の警戒

災害復旧・復興対策 目次

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進	319
第1 被害の調査	
第2 公共施設等の復旧	
第3 激甚災害の指定	
第4 激甚災害指定による財政援助	
<u>第5 特定大規模災害</u>	
第2節 被災者の生活確保	321
第1 災害弔慰金等の支給	
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	
<u>第3 罷災証明書の交付等</u>	
第4 租税等の減免及び徵収猶予等	
第5 雇用機会の確保	
第6 住宅の確保等	
第7 被災者生活再建支援金	
第3節 中小企業の復旧支援	326
第1 府の措置	
第2 資金の融資	
第4節 農林漁業関係者の復旧支援	327
第1 府の措置	
第2 資金の融資	
<u>第5節 ライフライン等の復旧</u>	328

第2章 災害復興対策

<u>第1節 復興に向けた基本的な考え方</u>	333
<u>第2節 府における復興に向けた組織・体制整備</u>	333
<u>第1 復興対策本部の設置</u>	
<u>第2 関係機関との調整</u>	
<u>第3節 府における復興計画等の策定</u>	334
<u>第1 基本方針（基本方向）の決定</u>	

第2　復興計画の策定

第3　復興計画の内容

第4　復興財源の確保

第4節　市町村における復興に向けた取組み 335

第5節　関西広域連合における復興に向けた取組み 335

